

令和3年度応急危険度判定士認定講習のご案内

- 平成7年の阪神・淡路大震災において我が国で初めて実施された応急危険度判定ですが、平成28年の熊本地震においても道内の判定士を含む約6,600人の判定士により約55,000棟の建築物について判定が行われ、また、平成30年の胆振東部地震では、道内の判定士延べ108人により813棟の建築物について判定が行われました。
- 平成8年3月にスタートした北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度ですが、皆様のご協力のもと、これまで21,799人の方々が講習会を受講されており、多くの方々に判定士として登録いただいているところです。
- 応急危険度判定士の認定証の有効期間は、(登録手續ごとに)5年です。更新にあたっては事前に講習の受講が必要です。有効期間満了までに受講いただき、更新登録を行っていただきますようお願いいたします。なお、有効期間が来年度までの方も、今年度から受講可能ですので早目の受講をお願いします。
- 令和3年度については、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、例年の講習会に代わり書面による在宅講習といたしますので、積極的な受講をいただくようお願いいたします。

1 認定講習の方法及び日程等

- (1) 北海道建築士会ホームページから受講に必要な書類を入手してください。
 - * 認定証の更新時期を迎えている方には北海道建築士会から必要書類を送付いたします。

[必要書類]

 - ・講習(在宅学習)資料
 - ・理解度判定テスト
 - * 北海道建築士会ホームページ <http://www.h-ab.com/>
- (2) 講習(在宅学習)資料により在宅講習を実施してください。
- (3) 理解度判定テストを実施し、回答及び認定申請書等の必要書類を北海道建築士会へ送付してください。(受付期間)

	北海道建築士会の受付日
第1回	令和3年9月13日(月)～令和3年9月30日(木)
第2回	令和3年10月1日(金)～令和3年10月15日(金)
第3回	令和3年10月18日(月)～令和3年11月19日(金)
第4回	令和3年11月22日(月)～令和4年1月21日(金)
第5回	令和4年1月24日(月)～令和4年2月25日(金)

- *1 申請に必要な書類や提出方法等の詳細は裏面を参照してください。
- *2 在宅による講習は、当面、令和3年度のみ措置としていることから、理解度判定テストによる認定申請等は、**令和4年2月25日(金)まで必着**するよう提出してください。

2 講習内容

講習内容
1 総論
2 応急危険度判定制度について(制度編)
3 応急危険度判定基準について(技術編)

CPD/建築士会継続能力開発(CPD)制度の認定講習会となっております。

3 主催

(一社)北海道建築士会、北海道
北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会

受講方法等について

① 受講方法 書面による在宅講習（受講申込み不要）

② 受講料 無料

③ 受講資格等

区 分	更新（再認定）される方	新規に認定を受ける方
受講資格	「応急危険度判定士認定証の有効期間満了日が令和3年度及び令和4年度の方」 * 既に有効期間が満了している方は、「再認定」として受講可能です。	「道内在住の下記資格をお持ちの方」 ・ 建築士（一級・二級・木造） ・ 建築基準適合判定資格登録者 ・ 特定建築物調査員 ・ 建築施工管理技士（一級・二級） ・ 官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等
受講に必要な資料の入手方法	「受講に必要な資料」 ・ 講習（在宅学習）資料 ・ 理解度判定テスト * 上記の他、在宅学習の補足資料を（一社）北海道建築士会ホームページに掲載していますので、ご活用ください。	
	・ 更新時期を迎えている方には（一社）北海道建築士会から郵送いたします。	・ （一社）北海道建築士会ホームページからダウンロードしてください。
	・ （一社）北海道建築士会ホームページ https://h-ab.com/session/oukyu.html	

④ 認定申請書の受付等

区 分	更新（再認定）される方	新規に認定を受ける方
申請期間	令和3年9月13日（月）から令和4年2月25日（金）	
申請に必要な書類	次の関係書類を提出してください。 ○ 応急危険度判定士認定更新（再認定）申請書（第4号様式） ・ 氏名には必ずふりがなを付けてください ○ 応急危険度判定士認定証 ○ 理解度判定テスト（回答済） ○ 応急危険度判定士認定登録者カード（第14号様式） * <u>令和2年度より更新申請の際の写真提出は不要です。</u>	次の関係書類を提出してください。 ○ 応急危険度判定士認定申請書（第1号様式） ・ 氏名には必ずふりがなを付けてください ・ 様式は下記*HPからダウンロードしてください ○ 資格を証明するもの（資格区分に応じて次のいずれか） ア) 建築士の方：建築士免許の写し（A4判（縮小可）） イ) 建築基準適合判定資格登録者の方：建築基準適合判定資格登録証の写し（A4判） ウ) 特定建築物調査員の方：資格者証の写し（A4判） エ) 建築施工管理技士の方：合格証明書の写し（A4判） オ) 官公庁の建築技術職員等の方：行政実務証明書（第13号様式） ○ 理解度判定テスト（回答済） ○ 写真2枚（縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー） ○ 応急危険度判定士認定登録者カード（第14号様式） ・ 様式は下記*HPからダウンロードしてください
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>応急危険度判定士認定証を紛失された場合 認定証の紛失・汚損等をされた場合は、次の書類も併せて提出してください。</p> <p>○ 応急危険度判定士認定証再交付申請書（第6号様式） ・ 様式は下記*HPからダウンロードしてください</p> <p>○ 写真1枚 （縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー）</p> </div>	* 認定申請書など関係書類はこちらからダウンロードできます （一社）北海道建築士会ホームページ https://h-ab.com/system/oukyu/index.html
申請書等の受付	（一社）北海道建築士会本部にご持参又はご郵送ください。（できる限り郵送での提出にご協力願います。）	

⑤ 認定申請書等の受付場所（郵送先）

一般社団法人 北海道建築士会

TEL 011-251-6076

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階